

コンピュータに悩まされる毎日！！

開業した昭和51年頃はコンピュータ会計の黎明期。我が事務所も早速導入。私自身は出遅れ、手書き専門。原稿の入力を職員に頼み、苦勞を掛けることが多かった。止む無く家庭教師をお願いして修行を開始。恥ずかしながら50歳を超えた頃にやっとワードとエクセルが使えるようになった。ところがその間に、事務所のコンピュータ環境はどんどん進化。ギャップが埋まらず、悩みながらコンピュータと日々格闘している。



(竹内)

所得拡大促進税制の改正について (資本金1億円以下の法人等)

企業収益の拡大が雇用の増加や賃金アップにつながり、それが消費の拡大に結び付くという「経済の好循環」を作り出すことを狙い、賃上げを行った企業へのインセンティブ機能を強化する観点から、平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制がさらに拡充されました。

具体的には、青色申告書を提出する法人・個人事業主が、国内で雇用する使用人の給与総額を増額し、次の要件を満たす場合には、**税額控除(法人税額・所得税額(事業所得に係る部分)の20%が上限)**を受けることができます。

■改正後の適用要件

- ① 給与等支給総額が前年度より増加している
- ② 平均給与等支給額(＝従業員1人あたりの給与)が前年度より1.5%以上増加している

■改正後の控除率

- イ) 前年度より増加した給与等支給額の15%
- ロ) 以下の上乗せ要件を満たす場合には、控除率が25%へアップ(10%の上乗せ)
※ 控除額は、法人税額の20%が限度

【上乗せ要件】

上記②の要件における増加率が2.5%以上であり、かつ、以下のいずれかを満たしている

- 教育訓練費の額が前年度より10%以上増加している
- 中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われている

■適用期間

平成30年4月1日以後開始事業年度から3年間、適用されます。

(大寺)

— 社会保険算定基礎届 —

提出期限は7月10日です。

社会保険は、毎年4月から6月までの賃金額を平均し、当該年の9月～翌年8月までの等級(保険料)が決定されます。7月1日現在の全被保険者(6月1日～7月1日の間に取得した者を除く。)が対象です。

また、この間に定期昇給等があった方については、変更月より3か月間の平均額により等級が決定され、こちらが優先されます。

なお、当事務所にご依頼いただいている事業主様においては、当事務所が書類作成・提出を行います。

(西谷)

リスマネ委員会 — 旅行傷害保険とは —

あと1ヶ月半程で夏休みです。旅行計画を練られている方もいらっしゃるかと思います。楽しい旅行、しかし旅行中にトラブルに巻き込まれることもあります。その備えとして、前号でも掲載した「旅行傷害保険」について少し掘り下げてご紹介していきます。

旅行傷害保険は、国内旅行に対して補償する国内旅行傷害保険、海外旅行に対して補償する海外旅行保険と大まかに分かれています。

国内旅行傷害保険

国内での旅行を目的として、旅行中に被った死亡・傷害を補償する保険です。特約などで賠償責任、携行品損害、搜索救助費用なども補償することができますが、海外旅行保険のように特約付帯しても疾病まで補償することはできません。疾病補償が無いこと、保険期間が短いこともあって、保険料は割安です。

たまにアクティビティな旅行に行かれる方には最適です。

海外旅行保険

国外での旅行を目的とし、ケガの補償に留まらず、海外旅行中に起こると怖い各種リスクを総合的に補償する保険です。国内の場合、健康保険証を保持していれば病院の費用負担が軽減されますが、海外では保険適用する訳でもなく、もっぱら全額負担となります。場合によっては多額の費用を請求されてしまう可能性もあります。その為、海外旅行に行く際には加入する事をおすすめします。

アクティビティな旅行や、海外旅行をご計画の方は、今一度旅行傷害保険のチェックをしてみてもいかがでしょうか？

(さくらビジネス)

医療係 — 病医院の交際費等課税のポイント ～創立記念の式典～ —

Q. 創立記念の式典などにともなう費用の処理はどのようにすればよいのですか？

A. 一般的に式典などに要した費用については、全額が交際費等に該当するものと考えられます。ただし、すべての従業員が参加の対象となっており、一般的な飲食に要する程度のものである場合は、従業員の部分については、「福利厚生費」に該当するとも考えられます。

しかし、通常は特定の従業員しか出席しませんし、必要以上に豪華な飲食になることが考えられますので、全額が交際費になるケースが多いのではないのでしょうか。ただし、すべての社員に一律に渡される記念品などは、社会通念上の範囲であれば福利厚生費になることが考えられます。

ここで、注意しなければならないことは、参加者から戴いた祝儀などの処理についてです。式典の支出と祝儀をもらうことは、直接的な因果関係がないため、交際費から控除することは認められず、全額を雑収入として計上することになります。

(後藤)

11日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

7月2日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日 土日祝を除く)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日～29日)

会計制度 — 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準③ 企業会計原則③ 重要性の原則 —

今月は、重要性の原則について解説いたします。

重要性の原則は、企業会計原則の注解1に示されており、要約すると「重要性の乏しいものについては簡便的な方法で処理することも認められる」というものです。実務的に、重要性の原則の考え方は経理事務の負担軽減を図るうえで大変重要と言えます。

例えば、以下のような場合には、簡便的な処理が認められているとされています。

- (1) 消耗品等について重要性が乏しいものは、買入時または払出時に費用処理できる。
- (2) 前払費用等の経過勘定科目で重要性の乏しいものは、経過勘定処理しなくてよい。
- (3) 引当金で重要性が乏しいものは、計上しなくてよい。
- (4) 棚卸資産の取得原価に含めるべき取得費用等で重要性の乏しいものは、取得原価としなくてよい。
- (5) 長期の債権債務等で期限が1年以内のもののうち、重要性が乏しいものは固定資産・固定負債のままとすることができる。

これらは例示ですので、これ以外にも重要性が乏しいものについては、簡便的な処理をすることが認められます。

なお、重要性という意味には、大きく二つあると言われています。一つは金額的な重要性、もうひとつは性質的な重要性です。通常、金額が少ない取引は性質も重要でないことが多いのですが、異なる場合もあるため注意が必要です。

(孝志洋)

建設係 — 解体工事業 —

平成31年5月31日に解体工事業の新設に伴う経過措置が終了し、平成31年度(平成31年4月)から以下の格付け基準により格付けされます。

等級	発注上限額	完成工事高条件
A	上限なし	4,000万円以上
B	4,000万円未満	1,500万円以上
C	1,500万円未満	1,500万円未満



平成31年度の格付けに係る入札参加資格審査申請をする場合は、「解体工事業」の許可を取得し、今年度の経営事項審査において「解体工事」を受審しておく必要がありますので、ご注意ください。

(岸上)

資産税係 — 未支給年金は一時所得 —

公的年金は、偶数月の15日に、前々月分と前月分の2か月分が支給されます。受給者が亡くなった場合、年金が「後払い」であるために、受け取る権利があっても受け取ることができない年金が必ず生じます。これを「**未支給年金**」といいます。

未支給年金は、遺族が被相続人に代ってもらうことができます。未支給年金は、受取人固有の財産であり、相続財産に該当しません。つまり、遺産分割の対象にもなりませんし、相続税の対象にもなりません。

ただし、受取人の一時所得となります。一時所得は年間50万円の特別控除があるため、未支給年金だけで一時所得が課税されることはあまりないかと思われますが、生命保険の満期返戻金を受け取るなど、他に一時所得に該当する所得があるときは、これらを合算して申告する必要があるのでご注意ください。

(坂田)

6月の税務

- 1 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年12月～30年5月分)の納付
納期限…6月11日
- 4 4月決算法人の確定申告・法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
申告期限…7月2日
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告・消費税・地方消費税
申告期限…7月2日

- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告・消費税・地方消費税
申告期限…7月2日
- 7 10月決算法人の中間申告・法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税(半期分)
申告期限…7月2日
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告・消費税・地方消費税
申告期限…7月2日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)・消費税・地方消費税
申告期限…7月2日

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 平成30年9月7日(金)
場 所 ホテルクレメント徳島

内容等詳細は、別途ご案内させていただきます。

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

アムスメロン

毎々格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
今年もひとつひとつ大切に育てております。是非ご賞味くださいませ。

- ◎ 販売期間 : 6月中旬 ~ 売切れ次第終了
【ご予約の受付は6月末迄です】
- ◎ 価 格 : 1箱 3 ~ 4玉入り ¥3,240(税込)
- ◎ 地方発送も承ります。(送料別途)



マルナリファーム(株)新居園芸

〒771-1505 徳島県阿波市土成町郡 230 番地
TEL 088-695-3325 FAX088-695-3413

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181